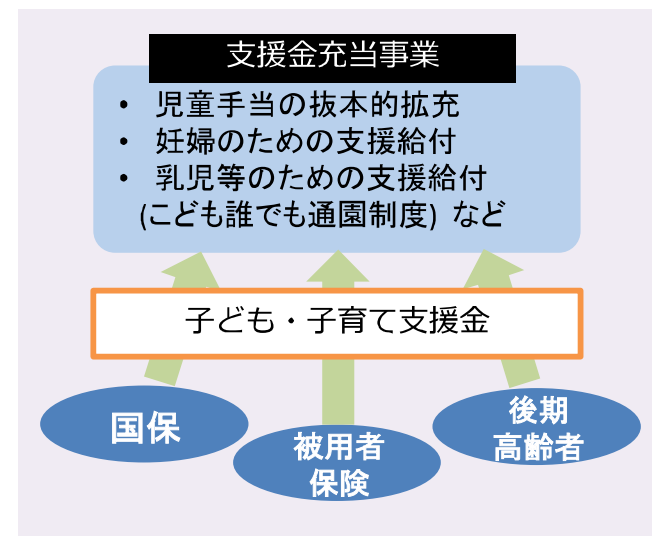


子ども・子育て支援金について

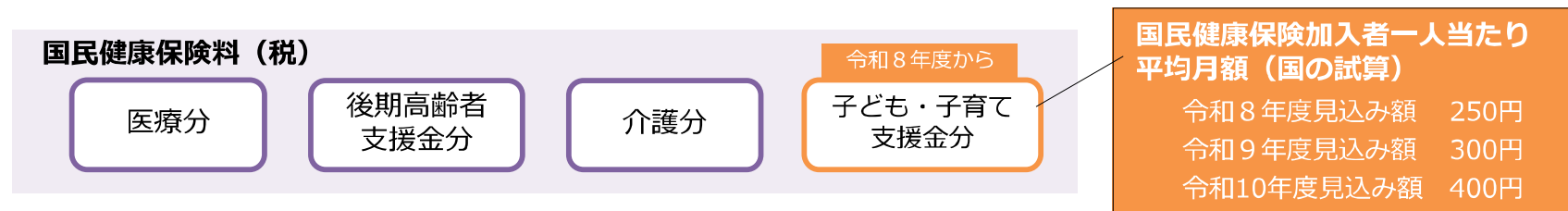
子ども・子育て支援金制度

- 国は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、総額 3.6兆円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が令和6年6月12日に成立しました。
- 社会全体でこども・子育て世帯を応援していくため、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に、「子ども・子育て支援金」が充てられます。
- 医療保険者は、医療保険制度上の給付にかかる保険料や介護保険料と合わせて、令和8年度から子ども・子育て支援金を被保険者から徴収します。
- 支援金は、令和10年度までに段階的に導入される予定です。
（令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円）



国民健康保険料（税）

- 保険料（税）の内訳として、①医療分（医療給付に充てるもの）、②後期高齢者支援金分（後期高齢者の支援金等に充てるもの）、③介護分（介護給付に充てるもの）※40歳以上65歳未満の方のみ負担、の3つの区分があり、これらの合計が保険料（税）額となりますが、令和8年度から新たに、子ども・子育て支援金加わります。
- 本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満のこども※の均等割額は全額軽減となります。※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）



- 医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援金は、医療保険の保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、国（支払基金）に納める支援金の額に照らし、保険者が設定します。
➢ 各区市町村では、都が算定・提示する納付金額・標準保険料率を踏まえ、保険料（税）率を決定します。